

佐久市建設工事入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

小規模工事の発注（輪番制）制度の見直しについて（通知）

平素は、市行政にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、4 月 1 日付で地方自治法施行令に規定されている少額随契の基準額が引き上げられたことに伴い、小規模工事（輪番制）の上限額を、現行の「130 万円未満」から「200 万円未満」に、また、建設工事に係る修繕の上限額を、現行の「50 万円未満」から「100 万円未満」に引き上げ、下記のとおり関係例規の改正を行いますので通知します。

記

1 小規模工事等の発注（輪番制）制度の見直しに係る主な改正例規

① 佐久市小規模工事等取扱規程の一部改正

改正	現行
(範囲及び限度) 第 2 条 小規模工事等の範囲は、道路（橋りょう及び交通安全施設を含む。）、用排水路、河川、公園、上下水道、建築物等の施設の改良又は機能維持を目的とする工事で、1 件の金額が <u>200 万円</u> を超えないもの又は修繕等で、1 件の金額が <u>100 万円</u> を超えないものとする。	(範囲及び限度) 第 2 条 小規模工事等の範囲は、道路（橋りょう及び交通安全施設を含む。）、用排水路、河川、公園、上下水道、建築物等の施設の改良又は機能維持を目的とする工事で、1 件の金額が 130 万円を超えないもの又は修繕等で、1 件の金額が 50 万円を超えないものとする。

② 佐久市財務規則の一部改正

改正	現行
(随意契約によりことができる額) 第 118 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200 万円</u> (2) から (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100 万円</u>	(随意契約によりことができる額) 第 118 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 130 万円 (2) から (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円
(随意契約の見積書の徴取) 第 119 条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。 (1) から (3) まで 略 (4) 1 件の予定価格が 10 万円未満の修繕をするとき。ただし、工事に係る修繕の場合は、1 件の予定価格が <u>100 万円</u> 未満のとき。 (5) 略 (6) 1 件の予定価格が <u>200 万円</u> 未満の工事又は 1 件の予定価格が <u>100 万円</u> 未満の委託の契約をするとき。 2 及び 3 略	(随意契約の見積書の徴取) 第 119 条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。 (1) から (3) まで 略 (4) 1 件の予定価格が 10 万円未満の修繕をするとき。ただし、工事に係る修繕の場合は、1 件の予定価格が 50 万円未満のとき。 (5) 略 (6) 1 件の予定価格が 130 万円未満の工事又は 1 件の予定価格が 50 万円未満の委託の契約をするとき。 2 及び 3 略
(契約書作成の省略) 第 123 条 前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) <u>100 万円</u> 未満 (工事の請負にあっては、<u>200 万円</u> 未満) の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。 (2) 及び (3) 略	(契約書作成の省略) 第 123 条 前条の規定にかかわらず、予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 (1) 50 万円未満 (工事の請負にあっては、130 万円未満) の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。 (2) 及び (3) 略

2 略 (契約保証金) 第 124 条 略 2 略 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。 (1)から(6) 略 (7) 契約金額が <u>100 万円</u>未満(工事の請負契約にあつては、<u>200 万円</u>未満)であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。 (8)及び(9) 略 (部分払) 第 138 条 略 2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算執行者が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。 (1) <u>100 万円</u>以上 <u>500 万円</u>未満 1 回 (2)から(6) 略 3 及び 4 略	2 略 (契約保証金) 第 124 条 略 2 略 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。 (1)から(6) 略 (7) 契約金額が <u>50 万円</u>未満(工事の請負契約にあつては、<u>130 万円</u>未満)であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。 (8)及び(9) 略 (部分払) 第 138 条 略 2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算執行者が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。 (1) <u>50 万円</u>以上 <u>500 万円</u>未満 1 回 (2)から(6) 略 3 及び 4 略
---	---

③ 佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱の一部改正

改正	現行
(公表の対象) 第 2 条 企画部長は、建設工事等に関し、次の事項を公表するものとする。 (1) 略	(公表の対象) 第 2 条 企画部長は、建設工事等に関し、次の事項を公表するものとする。 (1) 略

(2) 市が発注する建設工事等に係る入札の経緯及び結果に関する事項。ただし、次に掲げる建設工事等に係るものは、除くものとする。 ア 設計額が 250 万円を超えないもの（ただし、随意契約の場合は、設計額が 100 万円未滿（建設工事にあつては、200 万円未滿）のもの） イ 略 （公表の時期） 第4条 公表する時期は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 入札の経緯並びに結果及び契約に関する事項 アからウ 略 エ 随意契約によることとした場合 前条第2号のエについては、契約締結後遅滞なく（ただし、設計額が 100 万円以上 250 万円以下（建設工事にあつては、設計額が 200 万円以上 250 万円以下）の場合は、月ごとに月末に集計し、遅滞なく） オ 略	(2) 市が発注する建設工事等に係る入札の経緯及び結果に関する事項。ただし、次に掲げる建設工事等に係るものは、除くものとする。 ア 設計額が 250 万円を超えないもの（ただし、随意契約の場合は、設計額が 50 万円未滿（建設工事にあつては、130 万円未滿）のもの） イ 略 （公表の時期） 第4条 公表する時期は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 入札の経緯並びに結果及び契約に関する事項 アからウ 略 エ 随意契約によることとした場合 前条第2号のエについては、契約締結後遅滞なく（ただし、設計額が 50 万円以上 250 万円以下（建設工事にあつては、設計額が 130 万円以上 250 万円以下）の場合は、月ごとに月末に集計し、遅滞なく） オ 略
---	---

④ 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱の一部改正

改正	現行
（対象入札及び最低制限価格の設定） 第3条 予算執行者は、設計金額が 200 万円以上の建設工事及び設計金額が 100 万円以上の建設コンサルタント等の業務に係る競争入札について、次に掲げる方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しない	（対象入札及び最低制限価格の設定） 第3条 予算執行者は、設計金額が 130 万円以上の建設工事及び設計金額が 50 万円以上の建設コンサルタント等の業務に係る競争入札について、次に掲げる方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないこ

ことができる。 (1)及び(2) 略 2 略 (最低制限価格の端数処理方法) 第4条 前条第1項の規定により算出した最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。ただし、建設工事上限額若しくは建設工事下限額又は建設コンサルタント等の業務上限額若しくは建設コンサルタント等の業務下限額を最低制限価格とする場合、端数処理は行わないものとする。 建設工事 建築工事に係る積算による工事以外の工事 <u>200万円以上 1万円未満</u>切捨て 建設コンサルタント等の業務 建設コンサルタント業務 <u>100万円以上 1万円未満</u>切捨て 略	とができる。 (1)及び(2) 略 2 略 (最低制限価格の端数処理方法) 第4条 前条第1項の規定により算出した最低制限価格の端数処理方法については、次の表によるものとする。ただし、建設工事上限額若しくは建設工事下限額又は建設コンサルタント等の業務上限額若しくは建設コンサルタント等の業務下限額を最低制限価格とする場合、端数処理は行わないものとする。 建設工事 建築工事に係る積算による工事以外の工事 130万円以上 1万円未満切捨て 建設コンサルタント等の業務 建設コンサルタント業務 50万円以上 1万円未満切捨て 略
---	---

⑤ 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の一部改正

改正	現行
(対象工事等) 第3条 失格基準価格制度の適用対象とする建設工事等は、設計金額が建設工事にあつては<u>200万円以上</u>、建設コンサルタント等の業務にあつては<u>100万円以上</u>で、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工種又は業種に該当するものとする。 (1)及び(2) 略 2 略	(対象工事等) 第3条 失格基準価格制度の適用対象とする建設工事等は、設計金額が建設工事にあつては<u>130万円以上</u>、建設コンサルタント等の業務にあつては<u>50万円以上</u>で、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工種又は業種に該当するものとする。 (1)及び(2) 略 2 略

⑥ 佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の一部改正

改正	現行
(保証) 第2条 略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めさせないことができる。 (1) 契約金額が<u>100万円</u>未満(工事の請負契約にあっては、<u>200万円</u>未満)であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。 (2) 当初の設計額が <u>200万円</u>以上300万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。 3から4 略	(保証) 第2条 略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めさせないことができる。 (1) 契約金額が <u>50万円</u>未満(工事の請負契約にあっては、<u>130万円</u>未満)であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。 (2) 当初の設計額が <u>130万円</u>以上300万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。 3から4 略

⑦ 佐久市建設工事事務処理規程の一部改正

改正	現行
別記(第13条関係) (契約保証金の納付) 第13条 略 (1)から(5) 略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。 (1) 契約金額が <u>100万円</u>未満(工事の請負契約にあっては、<u>200万円</u>未	別記(第13条関係) (契約保証金の納付) 第13条 略 (1)から(5) 略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。 (1) 契約金額が <u>50万円</u>未満(工事の請負契約にあっては、<u>130万円</u>未

満)であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。 (2) 当初の設計額が <u>200 万円以上 300 万円未満</u>の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。 3及び4 略 <u>様式第7号(第11条関係)</u> 1から7 略 8部分払金 <u>佐久市財務規則の規定による。</u> <u>様式第8号(第11条関係)</u> 1から6 略 7部分払金 <u>佐久市財務規則の規定による。</u> <u>様式第12号(第19条、第21条関係)</u> 1から6 略 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり (請負契約書を作成してある場合) 略 (請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が<u>200 万円</u>以上となる場合) 備考1 略 2 請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が<u>200 万円</u>以上となる場合は、建設工事請負契約約款(契約条項)を添付すること。	満)であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと市長が認めるとき。 (2) 当初の設計額が <u>130 万円以上 300 万円未満</u>の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行すると市長が認めるとき。 3及び4 略 <u>様式第7号(第11条関係)</u> 1から6 略 7部分払金 原則として、1件の契約額が <u>50 万円以上</u>の工事等について、佐久市財務規則の規定による回数の範囲内で部分払いする。 <u>様式第8号(第11条関係)</u> 1から5 略 6部分払金 原則として、1件の契約額が <u>50 万円以上</u>の工事等について、佐久市財務規則の規定による回数の範囲内で部分払いする。 <u>様式第12号(第19条、第21条関係)</u> 1から6 略 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり (請負契約書を作成してある場合) 略 (請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が<u>130 万円</u>以上となる場合) 備考1 略 2 請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が <u>130 万円</u>以上となる場合は、建設工事請負契約約款(契約条項)を添付すること。
--	---

<u>様式第 13 号（第 19 条関係）</u> 1 から 5 略 6 変更工事の内容 別冊の設計図書 のとおり 略 （請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が <u>100 万円</u>以上となる場合） 備考 1 略 2 請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が <u>100 万円</u>以上となる場合は、業務委託契約約款（契約条項）を添付すること。	<u>様式第 13 号（第 19 条関係）</u> 1 から 5 略 6 変更工事の内容 別冊の設計図書 のとおり 略 （請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が <u>50 万円</u>以上となる場合） 備考 1 略 2 請書を徴してあるもので、変更により請負代金額が <u>50 万円</u>以上となる場合は、業務委託契約約款（契約条項）を添付すること。
---	---

2 適用期日

令和 7 年 1 0 月 1 日以降の入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る案件から適用します。

*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係
電話 0267-62-3084(直通)